

教 育 試 論

—— 戦後高等教育の改革 ——

佐 藤 良 吉

1. 新学制の基本性格

(一) **学校教育法** 戦後日本の教育制度は、昭和20（1945）年8月、第二次世界大戦の終結を契機として、連合国の占領政策、米国教育使節団（The United States Education Mission to Japan）の勧告、新憲法の教育規定、教育基本法の制定、教育勅語の廃絶など、これら一連の動因を背景に、日本の教育史上かつてない変革をとげた。このうち制度改革の理念的支柱となったのは、いうまでもなく平和と民主主義を基調とし、基本的人権の尊重を謳った新憲法であり、また教育宣言的性格をもった教育基本法の諸条項であった。そしてこれら諸規定の基本理念を現実の教育制度として実体化し、教育施制として確立したのは、昭和22（1947）年3月31日に公布、翌4月1日より実施された学校教育法であった。以上の学校教育法は、全九章と付則を加え、合計108条から組成されていたが、その内容は第一章総則（第1条から第16条）、第二章小学校（第17条から第34条）、第三章中学校（第35条から第40条）、第四章高等学校（第41条から第51条）、第五章大学（第52条から第70条）、第六章特殊教育（第71条から第76条）、第七章幼稚園（第77条から第82条）、第八章雑則（第83条から第88条）、第九章罰則（第89条から第92条）、付則（第93条から第108条）となっていた。

(二) **基本性格** これら学校教育法にみられる基本性格は、新憲法の教育規定と、教育基本法の理念を基礎に、第一、教育の機会均等、第二、義務教育の拡充強化、第三、学校体系の単純化、第四、男女共学制の確立、第五、

大学教育の門戸開放、第六、特殊教育の育成強化など、その法体系の定着確立を貫ぬいた点にあった。事実学校教育法は、第一の教育の機会均等については、新憲法第26条の規定をうけ、すべての国民は門地、身分、社会的ないしは経済的地位、男女の別、人種、信条等によって、教育を差別されることのないよう法制化した。また第二の義務教育の拡充強化についても、従来の義務教育が小学校の六年にすぎなかった点を改め、修業年限を一挙に三年延長し、新制中学三年を含む九箇年間の義務教育制とした。さらに第三の学校体系の単純化については、従前の学校体系が、小学六年の義務教育を終えた後は、中等、高等教育いずれの段階も進路が多岐に分かれ、いわゆる複線の学校体系であった点を改め、小学校六年、中学三年、高等学校三年、大学四年の六、三、三、四単線型学校体系に統合整備した。このほか第四の男女共学制の確立についても、以前は小学校を除いてほとんど男女別学が本体であったものを、新学制では小学校、中学校の義務教育期間の場合はもとより、高等学校、大学においても、教育基本法第5条の規定をうけ、共学、別学の選択の自由を認めた。さらに第五の大学教育の門戸開放についていえば、従来の大学は学術の蘊奥をきわめる象牙の塔として、一部特権階級の教育機関にすぎなかった点を改め、新学制ではその門戸を広くすべての国民に開放した。このほか第六の特殊教育の育成強化についても、教育の機会の均等、基本的人権の尊重の理念を背景に、これまで身体的、精神的障害のため、教育享受の機会を失っていた児童に、等しく教育をうける権利の保障を確立した。またこれら新学制の基本性格と関連し、教育行政の地方委譲、例えば教育委員会制度の創設、委員はすべて公選によることにした点など、かつてない画期的改革を行なった。仲新はこのような新学制の基本性格について、その著「日本現代教育史」のなかで、これをつぎのように指摘していた。

新学制の性格を要約すれば、民主主義の理念に基づく「教育の機会均等」の原理の実現にあるといえよう。その内容として、第一は「義務教育年限の延長」で

あり、これによりすべての国民に従来よりも一層高度な教育を平等に与えようとしたことである。とくに「中等教育」の一部を全国民に共通の課程とし、これを義務教育とした点に大きな特色がある。第二は「学校体系の単純化」であり、これによって従前の社会階層と強い関連をもつ複雑な体系を改めて、民主的な学校体系に改造しようとしたことである。第三は教育における「男女の差別撤廃」であり、従前の男女別の学校制度を改めて男女共学を認め、男女の教育の機会の平等を原則としたことである。このほか、従前の中央集権的な教育行政を改めて地方分権化し、また教育行政を一般行政から独立させる方針に基づく教育行政上の改革も、新学制の性格と深い関連をもつものといえる。学校教育法は、従前の学校種別による各学校令（国民学校令、中等学校令、高等学校令等の勅令）の方式を改めて、すべての学校を一つの法律によって統一的に規定したものである。それは学校制度に関する法令の勅令主義から法律主義への転換として重視されるとともに、特殊教育機関や幼稚園などに至るまで、学校体系の中に統一的に規定したところに重要な意義がある。この体系の中で、特殊教育の義務制を明確化し、新憲法に定める国民の教育権の保障を推進したことも注目すべきであろう。また教員養成の学校も独立の系統とせず、教員はすべて大学で養成することとした。さらに学校体系の単純化（単線化）を徹底させて、勤労青少年のためのパート・タイム（定時制）の学校をも別系統として分離せず、学校体系の中に統一化している点も新学制の重要な性格である。

2. 旧学校体系の概観

(一) 旧学校体系 以上のような性格をもつ新学制が施行され、小学校、中学校の義務教育段階の体系はもとより、後期中等教育機関としての新制高等学校、高等教育機関としての大学も、体系、機能ともに著しく変わった。従前の旧学制下の学校体系は、いわゆる複線型学校体系ともいわれ、大きくつぎの二つの系統に分かれていた。その第一は、義務教育六年の小学校を終えた後は、中学校四年または五年の課程を経て、高等学校三年あるいは、大学予科二年ないしは三年を修了した後、大学学部に行く体系であった。これは小学校卒業以降、順次中学校、高等学校または大学予科を経て、大学学部に至る一連の体系であり、その間に何のゆきどまりもない、その意味でいわば正系に属する学校体系であった。このうち高等学校を経て大学学部に進む系統は、正系中の正系ともいうべき体系であり、それに

は官立高等学校のほか、私立系高等学校、例えば成蹊高等学校、甲南高等学校などがあつた。また主として私立系大学に系属し、私立系所設の大学学部に至る大学予科、例えば慶応義塾大学予科、早稲田大学高等学院などがあつたが、これらの学校も悉く私立系大学に至る正系に位置する体系に属していた。このほか官立系大学に付設された予科、例えば北海道大学予科、医歯系大学に続く東京医科歯科大学予科などがあつたが、これらも卒業後は所設の大学学部に進む学校という点で、私立系大学予科の場合と全く同じ正系に位置していた。

これに対して第二の体系は、傍系ともいふべき学校体系であり、原則として大学学部に関連しないゆきどまり学校系列であつた。具体的には小学校六年修了後、中等諸学校卒業を入学資格とし、高等専門諸学校で完結する一連の学校体系であつた。この系列に属する学校は多くの種別に分かれ、中等教育段階では商業学校、工業学校、農林学校、水産学校、商船学校などその代表的なものであつた。高等専門諸学校の段階にも、同様いろいろな学校種別があり、高等商業学校、高等工業学校、高等農林学校、水産専門学校、繊維専門学校、鉱山専門学校、高等商船学校、外国語学校、美術学校、音楽学校などがあつた。これら専門諸学校の特徴は、高等学校、大学予科が大学学部に至る一課程として、高等普通教育を授けることを目的としていたのに対し、同じ高等教育機関であっても、職業専門学校として職業教育を施すことを目的としていた点であつた。修業年限はいずれも三年であり、医歯系専門学校ないしは専門部、中等教員養成を目的とする高等師範学校などは、官公私立を問わず四年であつた。卒業後は大学学部には進まず、各専門分野の職業領域で、直ちに実務につくものが多かつた。これら専門諸学校には、官公立系のほか私立系専門学校と、大学学部付設された私立系専門部も少なくなかつた。学科種別は文科、理科、工科、商科、経済、法律、農林、水産、獣医、美術、音楽、家政、外国語など多様であつた。しかしこれらの諸学校は、この段階で教育が完結し、い

ずれも大学学部に続く道が開かれていない、いわばゆきどまり学校体系に位置し、大学進学を本体とする正系に対し、傍系とよばれる学校体系に系属していた。

(二) 旧学校の概況 旧学校体系はこのように正系ともいふべき学校体系と、傍系に連らなる学校体系が複合して出来ており、いわゆる複線的学校体系である点に特徴があった。戦後新学制が実施される以前は、以上のような学校体系が基本となっており、この両者の間には、教育の享受の機会に著しい隔差があった。新学制施行以前の上述複線型系列諸学校のうち、昭和18(1943)年度次高等学校、高等専門学校の概況(官公私立別学校数、学生数)について、「文部省第七十一年報」から摘記するとつぎのようであった。

(1) 大学 (1) 官立 学校数(19校) 学生数(男42199人)(女65人)(計42264人)
 (2) 公立 学校数(2校) 学生数(男1340人)(女一)(計1340人) (3) 私立 学校数(28校) 学生数(60040人)(女148人)(計60188人) 以上合計 学校数(49校) 学生数(男103578人)(女213人)(計103792人) (2) 高等学校 (1) 官立 学校数(26校) 学生数(男21426人)(女一)(計21426人) (2) 公立 学校数(3校) 学生数(男2275人)(女一)(計2275人) (3) 私立 学校数(4校) 学生数(男2790人)(女一)(計2790人) 以上合計 学校数(33校) 学生数(男26491人)(女一)(計26491人) (3) 専門学校 (1) 官立 学校数(62校) 学生数(男51852人)(女1410人)(計53262人) (2) 公立 学校数(24校) 学生数(男3920人)(女2638人)(計6558人) (3) 私立 学校数(134校) 学生数(男104601人)(女27236人)(計131837人) 以上合計 学校数(220校) 学生数(男160373人)(女31284人)(計191657人) (4) 教員養成学校 (1) 官立 学校数(83校) 学生数(男49255人)(女19105人)(計68360人) (5) 青年学校教員養成所 学校数(55校) 学生数(男4270人)(女1378人)(計5648人) (6) 以上総計 学校数(440校) 学生数(男343968人)(女51980人)(計395948人)

また戦後昭和22(1947)年度、新制大学発足直前の旧制高等学校、教員養成諸学校(師範学校、青年師範学校、高等師範学校、実業学校教員養成所等を含む)の学校数、学生生徒数等についてみるとつぎの通りであった。これによれば当時の高等教育機関の概況は、学校総数596校、学生生徒総数約45万3000人、このうち女子は約6万6000人で、全体のなかで占める

女子の割合は約14%であった。

(1) 大学 (1) 学校数 国立(18校) 公立(3校) 私立(28校) (2) 学部大学院
生数(男87657人)(女266人) 予科生数(男41500人)(女310人) (3) 合計 学
校数(49校) 学部大学院生数(87923人) 予科生数(41810人) (2) 高等学校
(1) 学校数 国立(28校) 公立(5校) 私立(6校) (2) 生徒数(男29205人)
(女44人) (3) 合計学校数(39校) 生徒数(29249人) (3) 専門学校 (1) 学校数
国立(87校) 公立(73校) 私立(208校) (2) 生徒数(男186202人)(女45151
人) (3) 合計学校数(368校) 生徒数(231353人) (4) 教員養成諸学校 (1) 学
校数 国立(140校) (2) 生徒数(男43158人)(女19921人) (3) 合計 学校数
(140校) 生徒数(63079人) (5) 総計学校数 国立(273校) 公立(81校) 私
立(242校) 以上合計(596校) 学生生徒数(男387722人)(女65692人) 以上
合計(453414人)

3. 新制大学の発足

(一) **新制大学** 従前の旧学校体系は、前述のように中等教育の段階を含め、高等教育の場合においても、正系、傍系の二つの系列に分かれ、このため屢々教育の機会の享受に、公平を失する欠陥をもっていた。しかしこのような欠陥は、戦後教育制度の改革が民主主義を基礎理念に、基本的人権の尊重、教育の機会の均等、男女差別の撤廃などを謳う以上、当然克服されなければならない課題であった。学校体系の単純化が、学制改革の一つの大きな焦点となったのもこのためであった。こうして中等教育段階(中学校、高等学校)の学校体系はもとより、高等教育機関としての大学も、このような社会的、歴史的要請を背景に、新学制が発足するとともに大きく改められ、新制四年の大学として組織、機能ともに面目を一新した。その改編の形態は、第一は、官公私立の大学を問わず、旧制大学学部を母体に関連高等学校、大学予科、高等専門諸学校を再編統合したものであり、第二は、高等専門諸学校自体を拡大充実して、四年制大学に昇格させたものであった。これら諸学校の再編統合ないし昇格の状況は、「全国大学一覽」(昭和27年度)によればつぎの通りであり、一部の公私立大学は同23

(1948) 年度から、他の諸大学は同翌24 (1949) 年度以降開設された。

(I) 国立大学 (1) 北海道大学 (北海道大学, 予科, 附属医学専門, 農林専門, 函館水産専門) (2) 北海道学芸大学 (第一, 第二, 第三師範, 青年師範) (3) 室蘭工業大学 (北大附属土木専門, 工業専門) (4) 小樽商科大学 (経済専門) (5) 帯広畜産大学 (農業専門) (6) 弘前大学 (医科大学, 医学専門, 弘前高等, 師範, 青年師範) (7) 岩手大学 (農林専門, 工業専門, 師範, 青年師範) (8) 東北大学 (東北大学, 附属医学専門, 第二高等, 工業専門, 師範, 青年師範, 県立女子専門) (9) 秋田大学 (鉾山専門, 師範, 青年師範) (10) 山形大学 (山形高等, 工業専門, 師範, 青立師範, 県立農林専門) (11) 福島大学 (経済専門, 師範, 青年師範) (12) 茨城大学 (県立農科大学, 水戸高等, 工業専門, 師範, 青年師範) (13) 宇都宮大学 (農林専門, 師範, 青年師範) (14) 群馬大学 (医科大学, 医学専門, 工業専門, 師範, 青年師範) (15) 埼玉大学 (浦和高等, 師範, 青年師範) (16) 千葉大学 (医科大学, 附属医学専門, 薬学専門, 農業専門, 工業専門, 師範, 青年師範, 東京医科歯科大学予科) (17) 東京大学 (東京大学, 附属医学専門, 第一高等, 東京高等) (18) 東京医科歯科大学 (東京医科歯科大学, 医学歯学専門) (19) 東京外国語大学 (東京外事専門) (20) 東京学芸大学 (第一, 第二, 第三師範, 青年師範) (21) 東京農工大学 (農林専門, 繊維専門) (22) 東京芸術大学 (美術, 音楽) (23) 東京教育大学 (東京文理科大学, 高等師範, 農業教育専門, 体育専門, 国立盲教育, 聾教育) (24) 東京工業大学 (東京工業大学, 附属予備部, 附属高等工業教員養成) (25) お茶の水大学 (東京女子高等師範) (26) 電気通信大学 (中央無線電信講習所) (27) 一橋大学 (東京商科大学, 予科, 附属商業専門部, 附属商業教員養成) (28) 東京水産大学 (第一水産講習所) (29) 横浜国立大学 (経済, 工業専門, 神奈川師範, 青年師範) (30) 新潟大学 (医科大学, 附属医学専門, 新潟高等, 工業専門, 第一, 第二師範, 青年師範, 県立農林専門) (31) 富山大学 (富山高等, 薬学専門, 工業専門, 師範, 青年師範) (32) 金沢大学 (医科大学, 附属医学専門, 附属薬学専門, 第四高等, 工業専門, 金沢高等師範, 師範, 青年師範) (33) 福井大学 (工業専門, 師範, 青年師範) (34) 山梨大学 (工業専門, 師範, 青年師範) (35) 信州大学 (医科大学, 医学専門, 松本高等, 上田繊維専門, 工業専門, 師範, 青年師範, 県立農林専門) (36) 岐阜大学 (農林専門, 師範, 青年師範, 県立大学工学部) (37) 商船大学 (高等商船, 海務) (38) 静岡大学 (静岡高等, 工業専門, 第一, 第二師範, 青年師範) (39) 名古屋大学 (名古屋大学, 附属医学専門, 第八高等, 経済専門, 高等師範) (40) 愛知学芸大学 (第一, 第二師範, 青年師範) (41) 名古屋工業大学 (工業専門, 県立工業専門) (42) 三重大学 (農林専門, 師範, 青年師範) (43) 滋賀大学 (経済専門, 師範, 青年師範) (44) 京都大学 (京都大学, 附属医学専門, 第三高等) (45) 京都学芸大学 (師範, 青年師範) (46) 京都工芸繊維大学 (繊維専門,

工業專門) (47) 大阪大学 (大阪大学, 付属医学, 薬学専門, 大阪高等, 浪速高等) (48) 大阪外国語大学 (大阪外事専門) (49) 大阪学芸大学 (第一, 第二師範) (50) 神戸大学 (神戸経済大学, 予科, 付属経営学専門, 姫路高等, 工業専門, 師範, 青年師範) (51) 神戸商船大学 (新設) (52) 奈良学芸大学 (師範, 青年師範) (53) 奈良女子大学 (女子高等師範) (54) 和歌山大学 (経済専門, 師範, 青年師範) (55) 鳥取大学 (米子医科大学, 医学専門, 農林専門, 師範, 青年師範) (56) 島根大学 (松江高等, 師範, 青年師範) (57) 岡山大学 (岡山医科大学, 付属医学専門, 第六高等, 農業専門, 師範, 青年師範) (58) 広島大学 (広島文理科大学, 広島高等, 工業専門, 高等師範, 女子高等師範, 師範, 青年師範) (59) 山口大学 (山口高等, 経済専門, 工業専門, 師範, 青年師範, 県立山口獣医畜産専門) (60) 徳島大学 (医科大学, 医学専門, 徳島高等, 工業専門, 師範, 青年師範) (61) 香川大学 (経済専門, 師範, 青年師範) (62) 愛媛大学 (松山高等, 工業専門, 師範, 青年師範) (63) 高知大学 (高知高等, 師範, 青年師範) (64) 福岡学芸大学 (第一, 第二師範, 青年師範) (65) 九州大学 (九州大学, 付属医学専門, 福岡高等, 工業専門) (66) 九州工業大学 (明治工業専門) (67) 佐賀大学 (佐賀高等, 師範, 青年師範) (68) 長崎大学 (医科大学, 付属薬学専門, 長崎高等, 経済専門, 師範, 青年師範) (69) 熊本大学 (医科大学, 付属医学専門, 第五高等, 薬学専門, 工業専門, 師範, 青年師範) (70) 大分大学 (経済専門, 師範, 青年師範) (71) 宮崎大学 (農林専門, 工業専門, 師範, 青年師範) (72) 鹿児島大学 (第七高等, 農林専門, 水産専門, 師範, 青年師範) (Ⅱ) 公立大学 (1) 札幌医科大学 (女子医学専門) (2) 福島県立医科大学 (医科大学) (3) 東京都立大学 (高等, 工業専門, 機械工業専門, 化学工業専門, 理工専門, 女子専門) (4) 横浜市立大学 (医科大学, 予科, 経済専門) (5) 静岡薬科大学 (女子薬学専門) (6) 岐阜薬科大学 (薬学専門) (7) 岐阜県立大学 (医科大学) (8) 名古屋市立大学 (女子医科大学, 薬科大学) (9) 三重県立大学 (医科大学) (10) 西京大学 (農林専門, 女子専門) (11) 京都府立医科大学 (医科大学) (12) 京都市立美術大学 (美術専門) (13) 大阪市立大学 (商科大学, 女子専門) (14) 大阪市立医科大学 (医科大学) (15) 大阪女子大学 (女子専門) (16) 浪速大学 (工業専門, 農業専門, 獣医畜産専門, 化学工業, 機械工業, 工業専門, 青年師範) (17) 神戸市立外国語大学 (外事専門) (18) 神戸商科大学 (経済専門) (19) 神戸医科大学 (医科大学) (20) 兵庫県立農科大学 (医科大学予科) (21) 姫路工業大学 (工業専門) (22) 奈良県立医科大学 (医科大学) (23) 和歌山県立医科大学 (医科大学) (24) 島根農科大学 (農林専門) (25) 広島医科大学 (医科大学) (26) 山口県立医科大学 (医学専門, 医科大学) (27) 香川県立農科大学 (農林専門) (28) 愛媛県立松山農科大学 (農業専門) (29) 高知女子大学 (女子専門) (30) 福岡女子大学 (女子専門) (31) 北九州大学 (小倉外事専門) (32) 九州歯科大学 (歯科

医学専門) (33) 熊本女子大学(女子専門) (34) 鹿児島県立大学(医科大学, 予科, 医学専門, 工業専門, 女子専門) (Ⅲ) 私立大学 (1) 北海学園大学(短期大学) (2) 岩手医科大学(医科大学) (3) 東北学院大学(東北学院専門) (4) 東北薬科大学(薬学専門) (5) 宮城学院女子大学(宮城学院女子専門) (6) 千葉工業大学(千葉工業大学) (7) 千葉商科大学(巣鴨経済専門) (8) 和洋女子大学(和洋女子専門) (9) 日本大学(日本大学, 予科, 専門部) (10) 日本医科大学(医科大学) (11) 日本体育大学(体育専門) (12) 日本歯科大学(歯科大学) (13) 日本女子大学(女子大学校) (14) 日本獣医畜産大学(日本獣医畜産専門) (15) 二松学舎大学(二松学舎専門) (16) 法政大学(法政大学, 予科, 中央労働学園大学, 専門部, 工業専門) (17) 星薬科大学(薬学専門) (18) 東邦大学(女子医学薬学専門, 女子理学専門, 東邦医科大学予科) (19) 東洋大学(東洋大学, 予科, 専門部) (20) 東京医科大学(東京医科大学) (21) 東京理科大学(物理専門) (22) 東京家政大学(女子専門) (23) 東京農業大学(東京農業大学) (24) 東京薬科大学(薬学専門, 女子部) (25) 東京経済大学(経済専門) (26) 東京電機大学(電機工業専門) (27) 東京歯科大学(東京歯科大学) (28) 東京女子大学(女子大学校) (29) 東京女子医科大学(女子医科大学) (30) 東京慈恵会医科大学(東京慈恵会医科大学) (31) 東京神学大学(基督教神学専門) (32) 中央大学(中央大学, 予科, 専門部, 工業専門) (33) 立教大学(立教大学, 予科, 工業理科学専門) (34) 立正大学(立正大学, 予科, 専門部) (35) 早稲田大学(早稲田大学, 高等学院, 専門部, 高等師範部, 早稲田専門) (36) 学習院大学(高等部) (37) 大正大学(大正大学, 予科, 専門部) (38) 高千穂商科大学(経済専門) (39) 拓殖大学(拓殖大学, 予科, 専門) (40) 玉川大学(玉川大学, 工業専門) (41) 多摩美術大学(造形芸術専門) (42) 津田塾大学(専門) (43) 武蔵大学(武蔵高等) (44) 武蔵野音楽大学(音楽) (45) 武蔵工業大学(武蔵工業専門) (46) 大妻女子大学(専門) (47) 国立音楽大学(音楽) (48) 慶応義塾大学(慶応義塾大学, 予科) (49) 大東文化大学(大東文化学院専門) (50) 工学院大学(工業専門部) (51) 国学院大学(国学院大学, 予科, 専門部) (52) 国際基督教大学(新設) (53) 駒沢大学(駒沢大学, 予科, 専門部) (54) 青山学院大学(専門) (55) 共立薬科大学(薬学専門) (56) 共立女子大学(女子専門) (57) 明治大学(明治大学, 予科, 専門部, 女子専門, 工業専門, 農業専門) (58) 明治学院大学(専門) (59) 明治薬科大学(薬学専門, 女子薬学専門) (60) 芝浦工業大学(芝浦工業専門) (61) 昭和医科大学(昭和医科大学) (62) 昭和薬科大学(女子薬学専門) (63) 昭和女子大学(女子専門) (64) 女子美術大学(美術専門) (65) 上智大学(上智大学, 予科, 専門部) (66) 実践女子大学(専門) (67) 順天堂大学(順天堂医科大学, 予科, 医学専門) (68) 成蹊大学(成蹊高等) (69) 成城大学(成城高等) (70) 聖心女子大学(専門) (71) 専修大学(専修大学, 予科, 専門部)

(72) 神奈川大学(専門) (73) 関東学院大学(経済専門, 工業専門) (74) 相模女子大学(専門) (75) 麻布獣医科大学(獣医畜産専門) (76) 清泉女子大学(専門) (77) 東海大学(東海大学, 予科) (78) 東海同朋大学(真宗専門) (79) 名古屋商科大学(光陵短期大学) (80) 南山大学(外国語専門) (81) 愛知大学(愛知大学, 予科) (82) 愛知学院大学(新設) (83) 金城学院大学(専門) (84) 名城大学(専門) (85) 椙山女学園大学(専門) (86) 花園大学(専門) (87) 同志社大学(同志社大学, 予科, 経済専門, 外事専門, 工業専門) (88) 同志社女子大学(専門) (89) 立命館大学(立命館大学, 予科, 専門) (90) 竜谷大学(竜谷大学, 予科, 専門部) (91) 大谷大学(大谷大学, 予科, 専門部) (92) 仏教大学(専門) (93) 京都薬科大学(薬学専門) (94) 京都女子大学(専門) (95) 種智院大学(専門) (96) 関西大学(関西大学, 予科, 専門部) (97) 近畿大学(大阪理工科大学) (98) 大阪医科大学(大阪医科大学) (99) 大阪薬科大学(薬学専門) (100) 大阪経済大学(経済専門) (101) 大阪工業大学(工業専門) (102) 大阪歯科大学(大阪歯科大学) (103) 大阪樟蔭女子大学(専門) (104) 大阪商業大学(専門) (105) 大阪女子医科大学(大阪女子医科大学) (106) 関西学院大学(関西学院大学, 予科, 専門) (107) 武庫川学院女子大学(専門) (108) 神戸女学院大学(専門) (109) 神戸女子薬科大学(薬学専門) (110) 甲南大学(甲南高等) (111) 天理大学(専門) (112) 高野山大学(高野山大学, 予科) (113) ノートルダム清心女子大学(専門) (114) 広島女学院大学(専門) (115) 松山商科大学(経済専門) (116) 久留米大学(久留米医科大学, 予科) (117) 八幡大学(専門) (118) 福岡商科大学(経済専門, 外事専門) (119) 西南学院大学(専門) (120) 別府女子大学(専門)

(二) 法規定 以上新制大学の法制上の諸規定は、学校教育法第五章大学の各条に、大学の目的、構成、修業年限、入学資格、教授、職員組織、教授会、設置認可、公開講座、大学院、学位制度などつぎのように定められていた。

第52条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

第53条 大学には、数個の学部を置くことを常例とする。但し、特別の必要がある場合においては、単に一個の学部を置くものを大学とすることができる。第54条 大学には、夜間において授業を行う学部を置くことができる。第55条 大学の修業年限は、四年とする。但し、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の学部については、その修業年限は、四年を超えるものとする。第56条 大学に入学することのできる者は、高等学校を卒業した者若しくは通常の

課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。第57条 大学には、専攻科及び別科を置くことができる。大学の専攻科は、大学を卒業した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。大学の別科は、前条に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。第58条 大学には学長、教授、助教授、助手及び事務職員を置かなければならない。大学には、前項の外、必要な職員を置くことができる。学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。助教授は、教授の職務を助ける。助手は、教授及び助教授の職務を助ける。第59条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。教授会の組織には、助教授その他の職員を加えることができる。第60条 大学の設置の認可に関しては、監督庁は、大学設置委員会に諮問しなければならない。大学設置委員会に関する事項は、命令でこれを定める。第61条 大学には、研究その他の研究施設を附置することができる。第62条 大学には、大学院を置くことができる。第63条 大学に四年以上在学し、一定の試験を受け、これに合格した者は、学士と称することができる。学士に関する事項は、監督庁が、これを定める。第64条 公立又は私立の大学は、文部大臣の所轄とする。第65条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。第66条 大学院には、数個の研究科を置くことを常例とする。但し、特別の必要がある場合においては、単に一個の研究科を置くものを大学院とすることができる。第67条 大学院に入学することのできる者は、第57条第二項に規定する者とする。第68条 大学院を置く大学は、監督庁の定めるところにより、博士その他の学位を授与することができる。博士その他の学位に関する事項を定めるについては、監督庁は、大学設置委員会に諮問しなければならない。第69条 大学においては、公開講座の施設を設けることができる。公開講座に関し必要な事項は、監督庁が、これを定める。第70条 第28条第6項及び第45条の規定は、大学に、これを準用する。

上掲学校教育法の法規定と、旧学校体制下の場合とを比較して気づくことは、第一に、大学の理念、大学の目的について大きな相違があるということであった。旧大学の大学令は、古くは明治19（1886）年に「帝国大学令」（勅令）として定められ、その条文第一条には、大学の目的を「帝国

大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス」と規定していた。また大正7（1918）年の「大学令」には、公立および私立の場合の大学と予科も認め、大学の目的をその第一条に、「国家ニ須要ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」としていた。ここでみられる大学の理念、目的は、「国家ノ須要ニ応スル學術技芸」の教授であり、「国家ニ須要ナル學術ノ理論及応用」の教授と、「国家思想ノ涵養」であった。これに対し上掲学校教育法においては、以上のような語句はすべて削除することとし、これに代わるものとして教育基本法第一条教育の目的に、すべての教育は「人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行なわれなければならない」と規定した。このほか旧大学令と学校教育法の相違は、学校教育法では女子大学の設置を男子の場合と同等に認めたこと、大学院は総合大学だけでなく、すべての大学に認めていることなどの点であった。

4. 教育家委員会の改革案

(一) 委員会報告書 昭和21（1946）年3月5日と6日の両日、Stoddard（イリノイ大学名誉総長、ニューヨーク州教育長官）を団長とする二十七名の米国教育使節団が来日し、約一箇月の滞在の後、日本の教育改革の構想を含む米国教育使節団報告書（Report of the United States Education Mission to Japan submitted to the Supreme Commander of the Allied Powers）を作成、総司令部宛提出した。当時この使節団に協力するため、日本側においても同年2月7日、日本側教育家委員会を組織したが、同委員会もまた上述使節団の諸活動と併行し、「米国教育使節団ニ協力スベキ日本側教育委員会ノ報告書」を作成文部省に提出した。当時この委員会の運営に参加し、委員会活動を行なった各委員の氏名と、その社会的地位について記

すとなつぎの通りであった。

(1)小林澄兄(慶応義塾大学教授) (2)山極武利(東京都西田国民学校長) (3)沢登哲一(東京都立第五中学校長) (4)高橋隆道(東京農林専門学校長) (5)天野貞祐(第一高等学校長) (6)有賀三二(東京都小平青年学校長) (7)塩野直道(金沢高等師範学校長) (8)矢野貫城(明治学院専門学校長) (9)河井ミチ(恵泉女子専門学校長) (10)上野直昭(東京美術学校長) (11)星野あい(津田塾専門学校長) (12)小宮豊隆(東京音楽学校長) (13)高木八尺(東京帝国大学教授) (14)柿沼昊作(東京帝国大学教授) (15)戸田貞三(東京帝国大学教授) (16)木村素衛(京都帝国大学教授) (17)務台理作(東京文理科大学長) (18)南原繁(東京帝国大学総長) (19)鳥養利三郎(京都帝国大学総長) (20)河原春作(枢密顧問官) (21)安藤正次(元台北帝国大学総長) (22)森田重次郎(弁護士) (23)柳宗悦(日本民芸館長) (24)菊池豊三郎(大日本教育会理事長) (25)小崎道雄(キリスト教牧師) (26)長谷川万次郎(評論家) (27)田中耕太郎(文部省学校教育局長) (28)関口泰(文部省社会教育局長) (29)山崎匡輔(文部次官)

上掲委員によって作成された上述同報告書は、同報告書第二編目次によれば、その内容は(一)教育勅語に関する意見、(二)教権確立問題に関する意見、(三)学校体系に関する意見、(四)教員協会または教育者連盟に関する意見、(五)教育方法に関する意見、(六)国語国字問題に関する意見の六項となっていた。

(二) **委員会案** このうち同委員会の学制改革案は、同報告書第二編三項「学校体系に関する意見」のなかに所収されており、具体的には同項のつぎのような「まえがき」の後、第一案、第二案の形で示されていた。

現行の我が国学校系統の主なるものは国民学校初等科修了後、(一)中等学校、高等学校、大学へと通ずるものと、(二)中等学校、専門学校へと通ずるものと、(三)国民学校高等科、青年学校へと通ずるものと、の三種に大別されている。(一)は第一級の最終学校即ち大学へ通ずる系統であり、(二)及び(三)はそれぞれ第二位及び第三位の最終学校へ通ずる系統である。而してこれ等の各系統は互に他の系統への連絡即ち横の連絡を欠いている。この学校系統の三種別は国民生活の階層化を助長するには有利な制度であるが、能力に応じて進学に、又生活向上に均等の機会を与える為には不利な制度である。何故ならば(一)の系統を追うて高等学校へ入学した者は当然大学への進学が許され、大学卒業後は最高学府を出た者として他の学校卒業生よりも一層優位に昇り得る機会を与えられ易くなっているが、(二)の系統を追

うて専門学校へ入学した者は中等学校在学当時の学業成績及び品性等の如何にかかわらず、大学（最高学府）への進学に大なる制限を受け、大部分はその卒業後(一)の系統を追うた者よりも劣位に立たざるを得ないようになっており、更に(三)の系統を追うた者は、一部分僅かの者を除くの外は上級学校への進路を見出し難くなっている。社会の階層化が事実上行われることは避け難いことであるが、これを学校系統の制度の上から助長するが如きことは、民主主義の要求の強い現時に於ては出来るだけ改めらるべきではなからうか。我が国学校系統の改正に関しては早くより識者の注意を引き、今より三十数年前には工業教育者の間に於て中等工業学校と高等工業学校と大学工学部との三段階を二段階とすべきであるとの案が提出せられ、その後菊地大麓氏の提案があり、更に昭和十二年には教育同志会の改正案が提出せられた。これ等の改正案は内容上多少の別はあるが何れも現行の(一)と(二)との系統の別を改めて一系統にせんとしたものである。而してこれ等の改正案中教育同志会の案は当時有力な支持者も多く、その結果教育審議会の議にも上ったのであったが、僅か一票の差で否決せられたと伝えられている。しかし昭和十二年と今日とでは国情は一変している。それ故に「米国教育使節団＝協力スベキ日本側委員」はその会合に於て、我が国民の教養の程度を一層向上せしめるとともに教育の民主化を一層促進せしめる意味に於て学校系統の問題をも審議すべきであるとして、種々意見を交換し次の如き二案を得た。但しこれ等の案は日本側委員の総会の決議となったものでなく、参考案として大多数の委員の賛成を得たものである。

まず上述同報告書冒頭の部分に続く、同委員会改革第一案についてみると、その内容は(1)幼稚園教育（満四歳から六歳まで）、(2)小学校（満六歳から六年間）、(3)初級中学校（小学校のあと三年間、これを義務教育制とする）、(4)上級中学校（修業年限三年）、これに併行して三年間の青年学校、(5)大学（四年または五年）、(6)青年学校のうゑに三年間の研究科、(7)綜合大学の大学院、(8)教育大学（小学校、初級中学校の教員を養成する）となっており、その構想の全文はつぎの通りであった。

(1)満四歳より六歳に到るまで二ヵ年間を、幼稚園教育の期間とし、満五歳より六歳に到る一ヵ年間を、出来るならば義務制にすること。(2)満六歳より六年制の小学校に入学せしめ、これを義務制とすること。(3)小学校の上に三年制の初級中学校（単に中学校としてもよい）を置き、これを義務制とすること。但し初級中学校に於ては職業別の学校種別を設けず、主として普通教育を行う学校とするこ

と。(4)三年制の初級中学校の上に、一方に三年制の上級中学校（高等学校としてもよい）を設けるとともに、他方三年制の青年学校（全日制）を設けること。而して上級中学校へ入学しない者は総て青年学校に入学せしめること。なお上級中学校中には職業別の学校種別をも認めること。(5)三年制の上級中学校の上に四年制又は五年制の大学を設けること。而して上純中学校の卒業生にはその学校種別の如何を問わず等しく大学への入学資格を認めること。(6)三年制の青年学校の上に三年制の研究科を置き、研究科修了者に対して上級中学校卒業生と同等に大学の資格を認めること。(7)大学は一般には最高教育機関とするも、更に學術の理論及びその応用を一層深く改究せんとする者の為に綜合大学に大学院を設け、ここに於てその研究を助成するとともに、我が国學術の發達に資すること。而して大学院への入学資格は何れの大学の卒業生にも同等に与えられること。(8)師範学校（現行）は総てこれを改造して、教育大学とし、教育大学への入学資格は他の大学と同様にすること。而して教育大学の卒業生は小学校及び初級中学校の教員となり得ることとするとともに、他の大学の卒業生も一定の試補期間を経たる後これ等の学校の教員たり得ることとする。上級中学校の教員資格は大学卒業後一定期間専門学科の研究に従事し、国家試験（科目別教員検定）に合格したる者に認めること。

これに対し第二案は、第一案と大差がなく、ただ大学入学に至るまでの修業年限が、第一案では義務教育六年の小学校の後、三年の初級中学校、三年の上級中学校、あるいは青年学校となっていたのに比べ、第二案では初級中学校二年、上級中学校と青年学校各四年を構想していた。その全文はつぎの通りであった。

第一案と大差なきも、第一案に初級中学校三年、上級中学校三年、青年学校三年とあるを初級中学校二年、上級中学校四年、青年学校四年とせんとするものである。

以上両案のうち、高等教育関係の場合について、旧学制のあり方と比較して気づくことは、(1)旧制高等学校と高等専門諸学校が認められていないこと、(2)大学の修業年限が四年または五年とされていること、(3)大学を四年とした場合、小学校の第一学年から大学卒業までの修業年限が、旧制度の場合より一箇年短くなることの三点であった。これらの諸点は同委員会

案が総会の決議を経たものでなく、委員多数の賛成を得たにすぎなかったものであったため、その賛否をめぐり後日屢々論議の対象とされた。とりわけ(1)の旧制高等学校の廃止については、旧制高等学校が従来日本の教育制度のなかで果してきた業績を評価し、何らかの形でその特長を残す必要があるとみて、反対する意見も少なくなかった。しかし結局は存続させることよりも、新学制においては廃止することの利点が認められ、上述報告書ではその理由をつぎのように説明していた。

所謂高等学校の長所なるものは闊達の気風のことであるが、それは高等学校でなければ養えないものであろうか。大正八、九年頃までの高等学校とその後の高等学校とではこの気風の養成にもかなりの差があるのではなからうか。卒業後直ぐ次に来るものに対する配慮の有無がこの気風の養成に関係があるといわれているが、もしそうであるならば、それは中学校の教育を信用する制度を確立することである。尚現在の高等学校の特色の一つが特に右の如き人物養成に在りとすれば、現在三十余校の高等学校生徒のみが大学に進学する結果彼等のみが将来国家社会の指導者となるの特権をうくることとなる。又他の特色が大学教育の為の語学の修得に在りとすれば、夫れは寧ろ現在の語学教育の謬りを示すものであって、寧ろ夫れ以前の学校に於て学習するを優れりとす。

また高等専門諸学校の廃止についても、旧制専門諸学校の果してきた業績の経緯に照らし、賛否二つの世論がないわけではなかった。しかし同委員会案は、従前の高等専門諸学校教育の欠陥に目をむけ、これを在来のまま残すよりも、発展的に拡大充実して、大学に昇格させることの利点をつぎのように認めていた。

第一案及び第二案の目標と現行制との間の最も大きい差は専門学校の有無の点にある。専門学校なるものは官立では主として農、工、商等の職業教育機関となっているが、現在では大学の農学部、工学部、経済学部又はこれ等の単科大学の外に特に専門学校を設置しなければならない理由は明らかではない。技術方面に於ても大学卒業の技術者の下に前記上級中学校卒業程度の技術者があれば、特に専門学校卒業の技術者の要はないであろうとの意見も多い。なほその外に専門学校出身者が大学出身者より恵まれない地位に置かれ易い関係上、両者の間に好ましくない事もあるようである。又専門学校出身者がかかる地位に置かれ易い関係上

それ等の人々の向上心，研究心等も鈍り易いとの声もある。これ等の総てから見て専門学校及びそれと同程度の学校は出来るならば内容を更に充実して大学となすことが望ましい。

さらに同案では大学の修業年限を四年とした場合，小学校課程から通算し，大学卒業までの修業期間が，旧制度より一箇年短縮されることになり，これに伴い学力が低下するのではないかとの疑問に対しては，むしろ同案の改革によって，従来より国民文化の水準を向上させ得るとして，その利点をつぎのように説明していた。

上級中学校より大学へ入学し，四ヶ年又は五ヶ年で大学卒業とすると，現行制よりは一ヶ年だけ教育年限が少くなる。随って大学卒業生の質の低下があるであろうとの心配があり得る。しかし上級中学校に於て現在の高等学校二年程度に近い教育を施し，大学に於て最初の一ヶ年を各学部の基礎的学科の学修に向け得るよう工夫するならば，学力及び識見に於て何等現在の者より質的低下を見ることはないであろうと考えられる。仮りに幾分の低下があるとしても，現在大学卒業生一人，専門学校卒業生三人の割合にて出る者が大学卒業生四人となって出ること故，国民文化水準の上昇は今日よりは一般に上昇すると考えられる。なお又大学殊に総合大学の上にある大学院に於ける研究指導の方法を改善することに於て，今日以上に一層有為の人材を多く世に送ることも出来る。

以上のように同委員会の改革案は，旧学制のあり方と比較し，幾多の創意を含む改革構想であったことは事実であった。しかし当時なお新学制における高等教育の未来像が確立していなかったため，したがって後々問題とされた一般教育の問題，大学学部，学科の編成などについては，まだ同案の段階では示されるまでには至っていなかった。

5. 米国教育使節団の構想

(一) 使節団報告書 米国教育使節団が昭和21(1946)年3月30日，総司令部に提出した同使節団報告書は，よく知られているように「前がき」(Foreword)，「序論」(Introduction)につづき，第一章「日本の教育の目的と内容」(The Aims and Content of Japanese Education)，第二章「国語改

革」(Language Reform), 第三章「初等および中等学校の教育行政」(Administration of Education at the Primary and Secondary Levels), 第四章「教授法と教師の教育」(Teaching and the Education of Teachers), 第五章「成人教育」(Adult Education), 第六章「高等教育」(Higher Education) と併わせ, 同報告書の概要をまとめた「本報告の要旨」(Digest of the Report) から成っていた。これら各章にもられた諸項目は, 同報告書の目次(Table of Contents) によればつぎのようになっていた。

Foreword: Introduction: (I) The Aims and Content of Japanese Education (1) The Aims of Education (2) The Curriculum (3) Textbooks (4) Morals and Ethics (5) History and Geography (6) Health and Physical Education (7) Health Education (8) Physical Education (9) Vocational Education (10) Conclusions (II) Language Reform (III) Administration of Education at the Primary and Secondary Levels (1) Basic Educational Principles (2) Basic Changes (3) Necessary Adjustments (4) Powers at the National Level (5) Powers at the Prefectural Level (6) Powers at the Local Level (7) Financial Support (8) Teachers' Salaries (9) Supplies and Equipment (10) School Buildings (11) General Support (IV) Teaching and the Education of Teachers (1) The Problem Involved (2) Characteristics of Good Teaching (3) Individual Differences (4) Development of the Individual (5) Social Participation (6) Suggested Practices in the Teaching of Civic Education (7) The Re-education of Teachers (8) Emergency Re-Education Program (9) The In-Service Education of Teachers (10) Meetings of Teachers (11) Institutes and Conferences (12) Publications for Teachers (13) Observation by One Teacher of the Practices of Another (14) The Supervisor (15) Travel (16) Improving Teacher Welfare (17) General Overview of the Preparation of Teachers (18) The Preparation of Teachers in Normal Schools (19) Recommendations (20) The Preparation of Teachers and School Officials in Colleges and Universities (V) Adult Education (1) The Public Library (2) Museums (3) Conclusion (VI) Higher Education (1) Past Limitation of Higher Education in Japan (2) Public and Private Institutions (3) The Structure of Higher Education (4) Elevation of Standards (5) Status of Private and Public Institutions (6) The Status of the Individual (7) The Faculty (8) The Student Body (9) Variety of

Opportunity (10) Curriculum of Colleges and Universities (11) Research
 (12) Technological and Professional Education (13) University Libraries
 (14) Extension Education (15) International Relations: Digest of the Report
 (1) The Aims and Content of Japanese Education (2) Language Reform
 (3) Administration of Education at the Primary and Secondary Levels
 (4) Teaching and the Education of Teachers (5) Adult Education (6) Higher
 Education

以上のこれら同報告書の勧告は、それぞれ戦後日本の教育改革の理念と方向を示唆したものとして、その後の日本の教育改革にはかり知れない支配的影響力をもった。事実高等教育改革の場合に限ってみても、同報告書は上掲第六章のように、特に高等教育についての一章を設け、つぎの十四項目にわたる詳細多岐な勧告を行なっていた。

(1)日本の高等教育の過去における制限 (2)公私立学校 (3)高等教育の組織 (4)標準の向上 (5)官公私立学校の地位 (6)個人の地位, 教授団 (7)学生団 (9)機会の多様性 (9)大学および専門学校のカリキュラム (10)研究 (11)技術教育および職業教育 (12)大学付属の図書館 (13)大学講座の公開 (14)国際関係

(二) 報告書の勧告 このうちまず同報告書の示唆している、高等教育の改革理念と機能についてみると、同報告書は第六章冒頭の一節で、大学は現代教育制度の王座 (The university is the crown of every modern educational system) であるとして位置づけ、自由社会 (free society) におけるつぎの三つの職能を指摘していた。その第一は、学問、思想、研究の自由の保持と、それに基づく真理の探究を媒介とした社会への奉仕、第二は、将来の社会の指導者にふさわしい青年男女のための一般教育、第三は、専門的職業のための訓練の三点であった。同報告書はこれについて、その趣旨をつぎのように述べて説明していた。

大学はすべて現代教育制度の王座である。自由の社会では大学は平等の関心を以て三大任務を果すものである。第一に、知的自由の伝統をこの上もなく高価な宝

として防護し、思想の自由を激励し、探求の方法を完成し、知識の向上をうながし、科学及び学問を育成し、真理への愛着を育み、そして社会への絶えざる光明の源として役立つものである。第二に、あらゆる時代やあらゆる民族中の思想と最善の希望とを知らしめることによって、家庭や社会生活の向上において、産業や政治の一層有効にして人情味ある運営において、更に国際的理解及び親善の助長等の仕事において、指導的地位を占めうるよう、才能ある青年男女を準備するものである。第三に、大学は変転しつつあり、また現われつつある社会の必要に対して、常に敏感であるが故に、優秀なる青年男女を新旧両様の職業に対して技術的に有効ならしめるよう訓練する。

同報告書はまた、従来 of 日本における高等教育のあり方を批判し、日本の高等教育は、これまで屢々伝統的に島国的、弧立的であり、「学者の占める高度の学識の世界と、学識程度の不明な幾百万の日本の民衆との間には、余りにも広い距りがあった」点を指摘した。したがって向後日本の高等教育の改革は、このような反省のうえに立って、才能ある青年を常に豊富に供給すること、そしてこれらの青年は高等な学問 (higher learning) へ進む権利があること、いいかえれば高等教育の拡大と、教育の機会の均等の原則が満たされる方向で、改革される必要のあることを示唆した。具体的には上述報告書第六章一項「日本の高等教育の過去における制限」のなかで、つぎのようにその趣旨を述べて勧奨していた。

日本の大学制度は、如何なる国の高等教育計画においても通常見られるような諸要素を基礎にしなくてはならぬ。そして才能ある青年を常に豊富に供給することが、その計画の中の一つであることは論をまたない。高等の学問へ進む権利のあることが、国民大衆にもまた高等教育を支配する行政機関にも、はっきりと認識されなくてはならぬ。何となれば少数者の特権と特殊の利益が、多数者のために開放されてその限界が決め直されるのであるから、こうした認識によってのみ今日帝国大学卒業生に附与されている優先的待遇も、ここに修正されうるのである。

以上のような高等教育改革の基本原理は、また同報告書における「本報告の要旨」のなかでも、つぎのように再説されていた。

日本の自由主義思潮は、第一次世界大戦に続く数年の間に、主として大学専門学

校教育を受けた男女によって形成された。高等教育は今や再び自由思想，果敢な探求，及び国民のための希望ある行動の，模範を示すべき機会に恵まれている。これらの目的を果すために，高等教育は少数者の特権ではなく，多数者のための機会とならなくてはならぬ。

同報告書はさらに，第六章高等教育二項「公私立学校」の項において，「高等教育の目的と自由は，高い標準と広い文化的目的とをもって，大学および専門学校を維持するよう，できる限り助長することによってのみ達成されるのである。自由に学び自由に発表する機会が，官公私立を問わずすべての優良な学校に回復されなくては，一般民衆の興味があらゆる文化から来る新しい理想や新しい方法に対して，正常に発展することができない」とし，官公私立の何れを問わず大学の自由の復権を勧奨した。これとともに同章五項「官公私立学校の地位」の項では，特に私立大学に対する財政的援助の必要性を強調し，私立大学振興助成のための寄付金については，つぎの趣旨に従って免税の措置を講ずべきであるとしていた。

官公立大学，高等専門学校を適当に維持運営するのに必要な資金は，国庫から支出されようである。しかし私立学校にとってはそれは重大問題であって，経営に必要な資金が将来十分に保証される見とおしがつかなければ，門戸を開放することができないのである。授業料から得られる資金以上に，ある種の経済的支援が与えられなくてはならぬ。例えば個人とか個人の団体とか公の資金等から来る補助金がそれである。今日の危機に際してもしも戦争中に受けた損失を回復するため，公共資金が使用され得べきものとすれば，これ等の資金は官公立や優良な私立学校を発展させるために，当然一様に割当てられるべきである。この事は前述の官公私立学校を代表せる教育委員会の進言に従って，文部省の手でなすべきである。高等教育を施す官公私立学校に対しては，公認の寄附として使用できる凍結資金が，できる限り早く解かれることが望ましい。官公立学校への寄附が免税されるのと同程度に，私立学校への寄附もまた免税されるべきである。

同報告書はこのほか，高等教育の教育課程の改編についても，注目すべき勧告を行なっていた。同報告書はこのことについて，第六章九項「大学および高等専門学校のカリキュラム」において，従来の日本における高等

教育の教育課程は、職業教育あるいは専門教育に偏し、一般教育（general education）が軽視されている旨指摘した。具体的には向後以上の諸点を改め、自由な思考の背景ないしは専門的教育の基礎として、一般教育を正規の教育課程のなかに統合するようつぎのように勧奨していた。

日本の高等教育機関のカリキュラムにおいては、既に述べたように、大概是普通教育を施す機会が余りに少く、その専門化が余りに早くまた余りに狭すぎ、そして職業的色彩が余りに強すぎるように思われる。自由な思考をなすための一層多くの背景と、職業的訓練の基くべき一層優れた基礎とを与えるために、更に広大な人文的態度を養成すべきである。この事は学生の将来の生活を豊かにし、そして彼の職業上の仕事が、人間社会の全般の姿の中に、どんな工合に入っているかを了解させるであろう。普通教育は、学生がそれを満足な形において十分受け、それを何か特別の分離したものと考えることのないように、各学生に決められた正規のカリキュラムの中に、統合されるべきであると思う。

また同報告書は女子教育を重視する必要のあることと関連し、日本においてはこれまで屢々女子教育が不当に軽視されてきた経緯に照らし、男女同権の実現のために、「今やその原則を行動によって確立する必要がある」ことを指摘した。具体的には第六章七項「学生団」のなかで、女子に対しても男子の場合と同様、あらゆる程度の高等教育をうける自由を保障すること、自己資力で勉学できない有能な学生に対しては、財政的援助を行なうこと、しかもそれは下級学校の段階から、男子の場合と同様女子に対しても行ない、高等教育への進学を保障するようつぎのように指摘していた。

日本の青年男女は、その能力に基いて、あらゆる程度の高等教育を受ける自由を持たなくてはならぬ。進路が開放されるに従い、入学許可及び認定の標準を高めることができる。この自由な競争なしには、日本は社会的竝に知的責任に対して、人的資源を十分に開発することはできない。場合によっては、自己の資力では勉学できぬ有能な男女に対しては、適当な学校への入学が確実に保証されるよう、財政的援助が与えられるべきである。優秀な学生達を援助すべきこの責務は、女性の権利に関して最近公表された主張によって、著しく増大している。この大胆な感心すべき処置は、原則においては男女同権の問題を解決した。今やその原則を行動によって確立することが必要である。男女同権が事実において一般的に真実

なものとなるためには、少女がもっと幼少な折に少年のそれと同様な健全にして徹底的な教育を受けられるよう保証するような処置を講ずる必要がある。そうすれば準備教育の学校において訓練を受けるための優れた基礎を得て、それが最も良い大学に対しても、男子と真に同等の条件に女子をおくことになるであろう。

同報告書は以上のように、高等教育改革構想について、広範かつ包括的な勧告を行なっていたが、また同章四項「標準の向上」においては、「高等教育の質の向上をはかり、……研究の質的刺戟と改善のため高等教育機関の協会 (association of institutions of higher learning)」を設立すべきことも勧奨していた。このほかさらに同章六項「個人の地位、教授の地位」では、高等教育機関における研究と教授の自由の必要、学問の自由を保障する教授の権威の確立、大学教授の職責に照らし、経済的待遇および生活の保障、さらに帝国大学教授の位階勲等からの解放については、その必要性をつぎのように指摘していた。

個々の教授の地位は、高等教育の改善の如何なる提案の中においても、最も重要な要素である。彼の影響力は、社会の二つのおくり物、即ち学問の自由と経済的保証に依存する。学問の自由とは、官公私立の如何なる大学、高等学校の教授団でも、新しい知識を研究するためには、器械と同様に思想をも実験的に供することを許された場合に存在するのである。大学教授を制約する障壁は、如何なる国においても容易に設けられるものであって、戦争中は有害なものとなる。それ故に精神の復興は、教育と研究を責務とする日本の高等教育機関において、現在何よりも最も必要なことである。学問の自由を維持する一つの確実な方法は、学問のことにおいては教授自身に権威を持たせることである。学問の自由はまた、教師や教授及び大学から成る全国の協会によって支持されている。それらの協会はすべての人々の幸福のために学者や科学者の権利を用いることが社会に対する責務であるという精神に基いているのである。教育や研究の高い基準は、現職中の男女の教師によって立てられるものであって、法令によって定められるものではない。若しも高等教育の機関が自由に社会に奉仕する資格があるとすれば、それはまた同時に学問上他の監視を受ける必要はない。それ故学問の自由に経済的圧迫を加えるような問題が起った場合には、常に警戒の要がある。商売と高等教育の目的は、丁度教会と国家の目的が異なるように明らかに異っている。そしてそれは常にそうなくてはならないのである。現今、日本の如何なる大学高等専門

学校の教授でも、その業績を認められることと生活の保障とについて個人的な苦境に立っている。自分の収入と職務とは、つり合いが取れていない。その結果彼は多分境遇に強いられて、他の方面から収入を得ようという気持になる。若しも彼が帝国大学の教授の地位にあるとすれば、彼の官等は究極において恩給を、そしてある種の世間的特権を生ずることになる。如何なる時代の変化があっても、それが退職金や恩給に悪影響を及ぼさないことを希望する。そしてやがて私立の教育機関においても同じような恩恵の与えられることを希望する。大学及び高等専門学校の教授が官等から開放されることは、自治と志気への一大躍進を意味するであろう。それはまた他の国々における同様の団体との好ましい関係への基礎を作り出すことともなるであろう。

なお上述勧告案に関連し、さらに同報告書の「要旨」から、重要な諸点を摘記するとつぎのようになっていた。

高等程度の学校における自由主義教育の機会を増大するためには、大学に進む予科学校（高等学校）や専門学校のカリキュラムを相当程度自由主義化し、以て一般的専門教育を、もっと広範囲の人々が受けられるようにすることが望しいであろう。このことはあるいは大学における研究を、あるいはまた現在専門学校で与えられるような半職業的水準の専門的訓練を、彼等に受けさせることとなるが、しかしそれはより広範囲の文化的及び社会的重要性を持つ訓練によって一層充実することとなるであろう。専門学校の数を増加する他に、適当な計画に基いて大学の増設が行われるよう我々は提案する。高等教育機関の設置や先に規定した諸要件の維持に関する監督には政府機関に責任を持たせるべきである。開校を許可する前に、申請せる高等教育機関の資格審査、及び上述の第一要件を満足させて居るか否かを確認する役目以外には、その政府機関は、高等教育機関に対する統制権を与えられるべきではない。その高等教育機関は、自らの最善と考える方法でその目的を追求するために、あらゆる点において安全な自由を保有しなくてはならない。高等教育機関における教授の経済的及び学問的自由の確立は、また極めて重要である。この目的達成のため、現在の文官制度の廃止が勧告される次第である。学生にとって保証されるべき自由は、その才能に応じてあらゆる水準の高等な研究に進みうる自由である。有能な男女で学資の無いため研究を続けられぬ人々に続いて研究ができるよう確実に保証してやるため、財政的援助が与えられなくてはならない。現在準備の出来ているすべての女子に対し、今直ちに高等教育への進学が与えられなくてはならない。同時に女子の初等中等教育改善の処置もまた講ぜられなくてはならぬ。図書館、研究施設及び研究所の拡充を我々は勧告する。かかる機関は国家再建期及びその後においても、国民の福利に

計り知れぬ重要な寄与をなしうるのである。医療、学校行政、ジャーナリズム、労務関係及び一般国家行政の如き分野に対する専門教育の改善に対し特に注意を向ける必要がある。医療及び公衆衛生問題の全般を研究する特別委員会の設置を我々は要望する。

6. 教育刷新委員会の諸論

(一) 委員会の建議 前述のように米国教育使節団の来日に当り、日本側はこれに協力するため、日本側教育家委員会を組織（昭和21年2月）したが、同委員会はその後同年8月に至り、これを改組拡充して教育刷新委員会と改称新発足した。同委員会の主な目的は、米国教育使節団報告書の勧告に基づき、戦後日本の教育改革の全般にわたり、政府に建議あるいは答申することであった。同委員会はこの目的を達成するため、同年8月10日に公布された委員会官制に従い、三十八名から成る委員によって運営、同年以降同26（1951）年11月まで（同委員会は同25年5月以後、教育刷新審議会と改称された）の間、合計142回の総会を開き、35回におよぶ建議を行なった。このうち高等教育関係の建議事項についてみると、(1)「学制に関する事」(昭和21年12月27日建議)、(2)「現在の高等専門学校における専攻科の併置について」(同22年4月11日建議)、(3)「新制大学の課程及び転学に関する事」(同22年4月11日建議)、(4)「大学の地方委譲、自治尊重並びに中央教育行政の民主化について」(同22年12月27日建議)、(5)「大学の地方委譲に関する事」(同23年1月31日建議)、(6)「大学の自由及び自治の確立について」(同23年4月17日建議)、(7)「大学の国土計画的配置について」(同23年7月26日建議)、(8)「大学法試案要綱について」(同23年11月19日建議)、(9)「二年または三年制の大学について」(同24年1月18日建議)など九件となっていた。

これら以上の諸件と関連し、高等教育制度改革の問題が、はじめて同委員会の審議の対象となったのは、昭和21（1946）年11月18日の第七回総会の時であった。その直接の契機は、アメリカ教育部（C I E）から教育制度

改革の全般的構想について、同委員会の見解をまとめてほしい旨の要請があったことによっていた。同委員会は以上の経緯と趣旨に従い、同総会で検討を行なうこととなったが、その際第一に問題となったのは、すでに述べた米国教育使節団の来日に際し、これに協力するため設けられた、日本側教育委員会の報告書の取扱いであった。具体的には同報告書三項「学校体系に関する意見」に示された第一案、第二案（この両案とも学校体系について、具体的提案を行なっていた）に、どのような拘束性があるかをめぐる諸問題であった。しかし結局この点については、上述両案とも「これらの案は日本側委員の総会の決議によったものでなく、参考案として大多数の委員の賛成を得たもの」にすぎなかった点が認められ、今後の審議は一切これに拘束されることなく、再論議されるべきものであることが確認された。この結果同委員会では、学制改革の全般的諸問題について、向後根本的に再検討することになり、上述第七回総会を含め、第八回（同21年10月25日）、第九回（同年11月1日）、第十回（同年11月8日）、第十四回（同年12月20日）、第十七回（同年12月27日）の各総会で再審議した。そしてこのような検討の経過のなかで、第十回総会においては、特に「上級学校の体系について」審議する第五特別委員会（主査小宮豊隆）が設けられ、第十七回総会では同特別委員会の提出した中間報告、「高等学校に続く教育機関について」を、「学制に関すること」の建議三項として、採択する決議を行なった。その全文は二項目から成り、つぎのようになっていた。

- (1)高等学校に続く学校は、四年の大学を原則とすること。但し大学は三年又は五年としてもよい。
- (2)大学には研究科又は研究所を設けることができること。

なお翌22（1947）年4月11日、第三十一回総会で行なわれたつぎの二つの決議は、上掲「学制に関すること」の建議の後、第五特別委員会で再検討を加え、これを修正するため再提案されたものであったが、特に後者の建議において、大学の課程は前期、後期に分け得るとした点は、いわゆる前期大学構想に連らなるものとして重要なものであった。

- (1)現在の高等専門学校における専攻科の併置に置について。現在の高等学校及び専門学校は臨時の措置として大学前期に相当する専攻科を併置することができる。
- (2)新制大学の課程及び転学に関すること。大学の課程は前期，後期に分ち，前期終了者は原則として他大学の後期に転学することができる。

(二) 改革諸論 以上のような経緯のなかで，教育刷新委員会においては，戦後高等教育制度の改革について幾多の諸論があったが，このうち特に注目されたのは，旧制高等学校の改廃に伴う論議であった。すでに述べたように旧制高等学校の廃止は，米国教育使節団の勧告もあり，これに協力した日本側教育家委員会の賛同もあって，教育刷新委員会における大勢も廃止の方向に傾いていた。しかしこのような大勢に対し，旧制高等学校の長所を評価し，廃止に反対する意見も少なくなかった。例えば同委員会第七回総会（昭和21年11月18日）における，山崎匡輔委員（文部次官）のつぎの発言もその一端を示すものであった。

高等学校と申す制度は，アメリカにはございませんので，アメリカの教育委員の方は，恐らくこれを看過し勝ちであったろうかと考えるのであります。こうしてこの席におきまして高等学校のことを云々するということがいかかかと存ずるのでありますけれども，由来日本の高等学校の制度が，全寮生活をして互に切さたく磨しておる。そういう生活で，これらのことにつきましては又特殊な意義があるということは，私がここでちょうちょうするまでもないことだと考えるのであります。で，この高等学校の実態が，単に語学の研究の学校であると云う風に考えられるのであります。どうもその点が認識が不足しておるのではないだろうか。過去の日本が戦争によってこういうことになった，その罪がもし学校教育にあるならば，高等学校なんかはいかかわしいものであるという風なお考えもあるかも知れませんが，我々考えて見ますのに，この中に若し少しでも宜いことがあったとしますならば，高等学校も必ずそのよいことの一部にはかかわっておるのではないかと断言し得るのではないだろうか，新しき六，三，三，四でありますか，六，三，三，五でありますか，そういう制度をお考えの時に，高等学校の性格につきましては，御検討願えたのであろうか。

上掲の発言は同委員会総会において，「米国教育使節団＝協ルスベキ日本側教育委員会報告書」の改革案を説明した戸田貞三委員に対し，質疑の

形で山崎委員が、旧制高等学校の長所を併わせ述べたものであった。しかしこれに対し戸田委員は、従来の高等学校の長所について、日本側教育家委員会においても検討したが、結局は「民主主義国家を再建するという点から考えて、根本の原則としては、こちらはそういう特殊の少数の人間を養成する、こちらはもっと下等な奴を放り込んでおくというような考え方で行くのは、よろしくないのではないか」という理由で、廃止することになったと説明した。

このような経緯からも明らかなように、山崎委員の発言は同刷新委員会内において、直ちに有力な意見とはなり得なかったが、一方これに対し前期大学構想という観点から、旧制高等学校制度の長所を積極的に生かそうとする意見も少なくなかった。例えば同刷新委員会第五特別委員会における、天野貞祐委員の前期大学論もその一つであった。天野委員の前期大学論は、高等学校（新制）三年に続く教育機関を前期大学とし、そこでは主として人文的教養教育を施し、職業教育はその後の後期課程で行ない、従前の旧制専門学校と大学学部卒業者の隔差もともに是正しようとするものであった。いわば天野提案は、旧制高等学校の長所を放棄するのではなく、これを至揚する方向で積極的に新学制のなかに生かそうとするものであった。前出第三十一回総会（昭和22年4月11日）の決議「大学の課程は前期、後期に分ち、前期終了者は原則として他大学の後期に転学することができる」というのも、この天野提案の趣旨を反映したものであった。このような経緯のなかで、天野提案はさらに推進されることになり、同第五特別委員会委員は第四十八回総会（同22年12月12日）の席上、「(1)高等学校は臨時の措置として二年の前期大学とする、(2)専門学校は同じく三年の大学とすることができる」の二原案を提出した。しかしこれに対しては、(1)大学を二年制の前期大学と四年制大学の二種に分ける考えは適当でない、(2)二年制の前期大学を大学とよぶことは大学の水準を低下させることになる、(3)国立総合大学（旧帝国大学）はすべて四年制大学にするという前提から

すれば、その他に二年制の前期大学を設けた場合、前期大学の学校体系上の位置が不明確になるなど、これらの諸点から反対意見が多く出された。結局この案はつぎの同刷新委員会第四十九回総会で否決され、その後昭和23（1948）年度以降、旧制高等教育機関の統廃合が進行する経過のなかで、新学制において旧制高等学校の長所を生かそうとする論議は一切姿を消すこととなった。

上述のような高等教育制度改革についての論議は、また同刷新委員会内において、前出前期大学論のほか、大学観や大学を学校体系上どのように位置づけるかなどをめぐる諸論としても、また少なからず行なわれた。例えば同第五特別委員会（昭和21年11月28日）における、小宮豊隆主査の「今のような六三三四というような形で行けば、結局学問の最高学府なんと云う風なことには大学はならないし、矢張りハイヤー専門学校というようなものになる。そういうことを目的とすべきじゃないと思う」という意見に対し、これに賛同して述べた天野委員のつぎの見解も、大学観の一端にふれた諸論の一つであった。

私の意見を言わして頂けば今主査の仰言った通りに、今度の大学は、大学校ということであって、本当の大学はその上でやるべきものと思う。それに今度の大学は職業教育の完成ということが云えると思う。で純粹の学問研究というのはそれを終えた人の中の、而も本当に学問に適した者がやるべきのべはないかという風に私は考えます。だから私は大学院という名前よりも国立教育研究所とか言った方が宜いというような考えを持って居ります。本当の学問研究、それが本来ならば本当の大学で、学問の蘊奥を極めるということが第一条にある訳なんです、下は大学校といって更に高い意味での職業教育をするというべきものではないかと自分は考えて居ります。

上掲天野委員の見解は、大学の職能を学術研究の中心とみる、いわばドイツ的大学観に立った発想であり、天野委員はこのような観点から純粹に学術研究を行なう、国立研究所案を提案した。これに対し務台理作委員は、大学を大学学部と大学院の綜合体とみて、いわばアメリカ的大学観に立っ

て大学を把え、教育と研究という両面からつぎのような意見を述べ、天野委員の見解と対立した。

そこの所が貴方と違う所で、私は大学校というのは、大学と言っても宜いんじゃないかと思っています。それは職業教育を主としてやるけれども、併し学問をやる者は矢張り大学に於て学問をやるようなコースをとって学問をやるように伸びて行こう、そう云う者が大学の伝統ではないか、大学の伝統というものを生かすには職業教育もやるが、併しそれは或完了教育になる。それは四年で完了する。併し無限に伸びて行く者もその中に含むのである。四年で完了せず上の研究機関に伸びて行く。そう云う者を存分に生かして行く。こう言うものが六三三の上に来るものにしたらどうか。そういうことなんです。

このほか高等教育制度改革の諸論は、上述の論議だけでなく、さらに高等専門諸学校の改革をめぐる諸論としても盛んに行なわれた。しかしその何れの論議においても、高等専門諸学校は廃止し、大学に昇格拡充する方向で、検討すべきであるという点については一致していた。例えば教育刷新委員会第七回総会（昭和21年11月18日）の席上、戸田貞三委員の述べたつぎの見解などもその一つであった。

私が大学において伺っておる所によりますと、技術というようなものは、少数の技師を置いても決して発達するものでない。日本の工業を発達させるには、大学程度、つまり現在の工学部で教育しているくらいな程度の技術者を沢山出さなければ、決して我国の工業というものは発達するものでないということを工学部長からもしばしば伺っており、又前々総長からも我々はしばしば伺っておる。……我々も亦学生を勤労働員させている間、皆を引きつれまして、しばしば色々な工場に私のような者も行って見ておりましたが、そこでやっている学生の話の審さにききますと、工場の能率が一番上らないところは、技師の監督不行届のところ、ずっと技師がそこまで廻って見るだけの人数がない。その為に非常な非能率な所が出来、非常に不合格品が沢山出来るということを、我々の工学部の学生並びに法学部、経済学部の学生などがしばしば伝えております。こういう点から考えましても、少数の企画するだけの技師と、その下に働く専門学校出と、その下に働く実業学校出と、三段階というものが、その故に必要なというような議論は、私にはなはだ当らないものだと思います。

これは戸田委員が、工業技術教育を例に、向後技術教育は大学程度の水

準で、行なう必要のあることを述べたものであったが、これに類する論議は、また女子教育の水準向上の観点からも行なわれた。例えば同刷新委員会第八回総会（同21年10月25日）における、星野あい委員の述べた見解もその一つであった。星野委員の見解は、従前の専門諸学校を廃止し、これを大学に昇格拡充することにより、女子に対しても男子と同程度の、しかもリベラルな教育を行なうことによって、女子教育の水準と教育内容の改善を図ろうとするものであった。その意味では星野委員の意見は、今日の新制大学の構想に連なる代表的見解の一つであった。このほか高等専門諸学校廃止についての提案は、医学教育の水準向上の観点からも出された。例えば同刷新委員会第九回総会（同21年11月1日）における、柿沼昊作委員の述べた意見もそのあらわれの一つであった。柿沼委員の見解は、米国教育使節団報告書のつぎのような指摘もあり、日本の医学をドイツ医学中心のものから、アメリカ医学の方向に転換させることの要請と併わせ、医学教育の水準向上を図る立場から、同委員によって提出されたものであった。

生活標準改善のための技術教育及び職業教育は、日本の経済状態の変化に応ずるように、再吟味と調整が加えられなくてはならない。これらの教育と同様の重要性を持つ他の一団の技術及び職業として、身体的及び社会方面において人類の福利に関係を有するもの、例えば医療看護及び社会事業等がある。医学教育に関しては特別に研究する必要がある。日本の医学校中には程度の低いものがあるように見受けられる。有能な教授または適切な施設を欠く医学校は、適当な最低標準に到達させるか、若しくは廃校処分が付せられるべきものと思う。新しい計画作成のために、一団の専門家に対して医療、看護及び公衆衛生の全機構の研究を依頼するよう勧告する。その必要たるや切実なものがある。

参考文献

- (1)原田実 教育学原論 (2)海後宗臣 大学教育 (3)山内太郎 学校制度 (4)鈴木英一 教育行政 (5)仲新 日本現代教育史 (6)文部省 大学関係法令の沿革 (7)天城勲 学校教育法逐条解説 (8)教育刷新委員会議事録 (9)大学基準協会 大学基準協会十年史 (10)石川謙 近代日本教育制度史料 (11)戦後教育資料 米国教育使節団ニ協力スベキ日本側教育委員報告書 (12)米国教育使節団報告書(Report of

the United States Education Mission to Japan submitted to the Supreme Commander for the Allied Powers) (13)文部省 教育刷新委員会要覧 (14)文部省 学制百年史 (15)文部省 文部時報 (16)大学基準協会 新制大学の諸問題 (17)文部省 新教育指針 (18)尾形裕康 日本教育通史 (19)小林澄兄 教育百科辞典 (20)石川謙 新日本教育年記 (21)中島太郎 教育行政要論 (22)中島太郎 近代日本教育制度史 (23)教育刷新委員会第五特別委員会議事録 (24)文部省第七十一年報 (25)文部省教育調査部 学制改革諸案 (26)天野貞祐 教育試論 (27)天野貞祐 教育刷新の問題 (朝日評論所収) (28)寺崎昌男 大学史文献目録 (教育学研究所収) (29)南原繁 文化と国家 (30)共立講座 世界の高等教育 (31)文部省 日本における高等教育の再編成 (32)周郷博 アメリカ教育使節団報告書要解 (33)矢内原忠雄 戦後日本小史 (34)安倍能成 戦後の自叙伝 (35)文部省 学制九十年史 (36)海後宗臣 教員養成 (37)岡津守彦 教育課程 (38)山内太郎 世界の教育改革 (39)持田栄一 学校制度 (40)清水義弘 日本の高等教育 (41)天城勲 教育行政 (42)天城勲 教育法規解説 (43)慶応義塾 慶応義塾百年史 (44)上原専禄 大学論 (45)伊藤恒夫 新制大学と一般教養 (46)皇至道 日本の大学の歴史的な性格 (47)皇至道 大学の歴史 (48)皇至道 大学制度の研究 (49)寺崎昌男 戦後高等教育改革過程の検討 (50)石川謙 学校の発達 (51)日高第四郎 教育改革への道 (52)文部省 学制八十年史 (53)佐藤良吉 戦後教育の概観 (54)山本敏夫 新制大学とコアカリキュラム (55)高根義人 大学制度管見 (56)長谷川如是閑 大学及び大学生 (57)矢内原忠雄 大学について (58)桑木務 大学の理念 (59)蠟山政道 大学及び大学生論 (60)渡辺義晴 大学の探求 (61)梅根悟 大学制度論 (62)高坂正顕 大学の理念 (63)家永三郎 大学制度の諸問題 (64)蠟山政道 大学制度の再検討 (65)海後宗臣 大学制度改革私見 (66)永井道雄 日本の大学 (67)矢内原忠雄 教育, 大学, 学生 (68)読売新聞調査部 私立大学 (69)文部省 日本における高等教育の再編成 (70)第二次米国教育使節団 第二次米国教育使節団報告書 (71)文部省大学学術局大学課 国立新制大学現状調査表 (72)教育刷新審議会 教育改革の現状と問題 (73)文部省調査普及局 日本における教育改革の進展 (74)文部省 学校基本調査報告書 (75)文部省調査局企画課 わが国教育の現状 (76)文部省 日本の成長と教育 (77)文部省 わが国の高等教育 (78)文部省 大学及び高等諸専門学校一覧 (79)Arnold, M. School and Universities on the Continent. (80)Flexner, A. Universities: American, English, German. (81)Clapp, M. The Modern University. (82)Jasper, K. The Idea of the University. (83)Clapp, M. The Modern University. (84)Crummel, R. A. The Development of Higher Education in the United States. (85)Devane, W. C. The American University in the Twentieth Century. (86)西村皓 大学における一般教育の役割 (87)大沢勝 日本の私立大学 (88)清水義弘 高等教育の大衆化 (89)山本敏夫 教育制度